

## 第 8 配当所得の源泉徴収事務

### I 源泉徴収の対象となる配当所得の範囲

源泉徴収の対象となる配当所得は、次の表に掲げるとおりです（所法24、25、181、212、措法8の3、9の2、9の3の2、37の11の6）。

#### 1 配当等の範囲

種 類	内 容
剰余金の配当	<p>法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）が支払う剰余金の配当（株式（投資口を含みます。）又は出資（法人課税信託の受益権、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含みます。）に係るもの）に限り、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割（法人課税信託に係る信託の分割を含みます。）によるものを除きます。）</p> <p>（注）剰余金の配当には農業協同組合等がその出資に応じて支払う配当で次に掲げるものが含まれます（所令62①）。</p> <p>① 企業組合がその組合員にその企業組合の事業に従事した程度に応じて支払う分配金</p> <p>② 協業組合がその組合員に定款の別段の定めに基づき出資口数に応じないで支払う分配金</p> <p>③ 農事組合法人、漁業生産組合又は生産森林組合のうち、組合員に給与を支給している組合が、その組合員にその組合などの事業に従事した程度に応じて支払う分配金</p> <p>④ 農住組合がその組合員に組合事業の利用分量に応じて支払う分配金</p> <p>（*）協同組合等が支払う分配金であっても、その協同組合等の事業を利用した分量（取り扱った物の数量や金額）などに応じて支払うもので、その協同組合等の所得の計算上損金に算入されるいわゆる事業分量配当は、配当所得ではなく事業所得などになります（所令62④）。</p>
利益の配当	<p>合名会社、合資会社、合同会社、特定目的会社がその持分や口数に応じて支払う利益の配当</p>
剰余金の分配	<p>船主相互保険組合法上の船主相互保険組合から支払われる配当など</p>
基金利息	<p>相互保険会社が保険業法第55条第1項の規定により基金の拠出者に対して支払う基金利息</p>
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	<p>投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配</p> <p>この収益の分配には、毎決算期ごとに支払われる分配金と信託契約の終了又は一部解約により支払われる分配金とがありますが、いわゆるオープン型の証券投資信託の分配金のうち、元本の払戻しに相当する部分として分配される特別分配金（収益調整金の分配金）は、非課税とされており、ここにいう収益の分配には含まれません（所法9①十一、所令27）。</p>

（注）法人税法第2条第12号の15に規定する適格現物分配に係るものは、源泉徴収の対象となる配当等から除かれます。

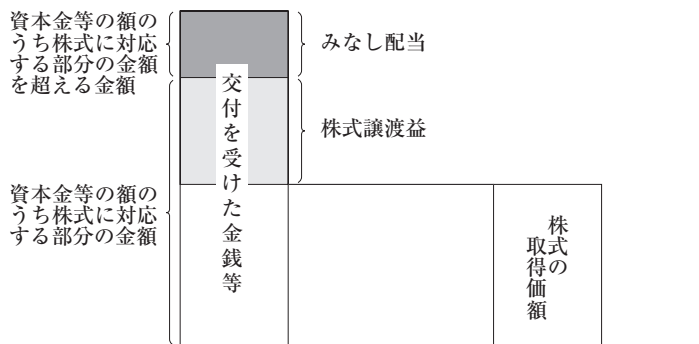
## 2 みなし配当所得

### (1) みなし配当の範囲

種 類	内 容
みなし配当	<p>法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の株主等が、次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額とその他の資産の価額の合計額が、その法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となった株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされて課税の対象とされます（所法25①、所令61①）。</p> <p>(1) その法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含み、適格合併を除きます。）</p> <p>(2) その法人の分割型分割（適格分割型分割を除きます。）</p> <p>(3) その法人の資本の払戻し（資本剰余金の額の減少を伴う株式に係る剰余金の配当のうち、分割型分割によるもの以外のものをいいます。）又はその法人の解散による残余財産の分配</p> <p>(4) その法人の自己の株式又は出資の取得（次のイからヌの事由による取得及びルの取得を除きます。）</p> <p>イ 金融商品取引所の開設する市場における購入</p> <p>ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式の店頭売買による購入</p> <p>ハ 電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として一定の売買価格の決定方法により有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理をする場合のその売買</p> <p>ニ 事業の全部の譲受け</p> <p>ホ 合併又は分割若しくは現物出資による被合併法人又は分割法人若しくは現物出資法人からの移転</p> <p>ヘ 適格分社型分割による分割承継法人からの交付</p> <p>ト 株式交換による株式交換完全親法人からの交付</p> <p>チ 合併に反対するその合併に係る被合併法人の株主等の買取請求に基づく買取り</p> <p>リ 会社法第192条第1項（単元未満株式の買取り請求）又は同法第234条第4項（一に満たない端数の処理）の規定による買取り</p> <p>ヌ 所得税法施行令第167条の7第7項（株式交換等による取得株式等の取得価額の計算等）に規定する一株に満たない端数に相当する部分の対価としての金銭の交付</p> <p>ル 取得請求権付株式に係る請求権の行使によりその取得の対価としてその取得をする法人の株式のみが交付される場合の取得請求権付株式の取得、取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得</p>

種 類	内 容
みなし配当	<p>をする法人の株式のみが交付される場合（その取得の対象となった種類の株式の全てが取得をされる場合には、その取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合を含みます。）の取得条項付株式の取得又は全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価としてその取得をされる株主等にその取得をする法人の株式（当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含みます。）以外の資産（当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除きます。）が交付されない場合の全部取得条項付種類株式の取得</p> <p>(5) その法人の出資の消却、出資の払戻し、その法人からの社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又はその法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく消滅させること</p> <p>(6) その法人の組織変更（その組織変更に際してその組織変更をした法人の株式又は出資以外の資産を交付したものに限り。）</p> <p>(注) 1 資本金等の額とは、株主等から出資を受けた一定の金額をいいます（法法2十六、法令8）。</p> <p>2 被合併法人又は分割法人の株主等に株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産及び合併に反対するその株主等に対する買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産は、所得税法第25条第1項の金銭その他の資産には含まれず、それぞれ配当所得に係る収入金額及び株式等の譲渡所得等に係る収入金額とされます（所令61③）。</p>

## (2) 配当等とみなす金額



○ 資本等のうち株式に対応する部分の金額

- ① 自己株式の取得等をした法人が一の種類株式のみを発行していた場合

$$\text{資本金等の額のうち株式等に対応する部分の金額} = \frac{\text{資本金等の額}}{\text{発行済株式等の総数}} \times \text{株主等有していたその自己株式の取得等に係る株式の数}$$

- ② 自己株式の取得等をした法人が二以上の種類株式を発行していた場合

$$\text{資本金等の額のうち株式等に対応する部分の金額} = \frac{\text{その種類の株式に係る種類資本金額}}{\text{その種類の株式の総数}} \times \text{株主等有していたその自己株式の取得等に係るその種類の株式の数}$$

(注) ①の算式の「資本金等の額」又は②の算式の「その種類の株式に係る種類資本金額」が零以下である場合は、零とします。

II 配当所得に対する源泉徴収

1 居住者に支払う配当所得

①居住者に対し国内において配当等を支払う者、②居住者に支払われる国外投資信託等の配当等（配当等に該当する投資信託又は特定目的信託の収益の分配のうち、国外で発行され国外で支払われるものをいいます。）の国内における支払の取扱者、又は③居住者に支払われる国外株式の配当等（国外で発行された株式の利益の配当で国外で支払われるものをいいます。）の国内における支払の取扱者は、その支払又は交付の際、次の表に掲げるところにより、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収を行うことになっています（所法181①、182二、措法8の2、8の3、8の4、9の2、9の3、9の3の2、37の11の6）。

課税方式	対象となる配当所得	源泉徴収税率	確定申告不要制度の適用
総合課税 (注4)	① 上場株式等の配当等（特定株式投資信託の収益の分配を含みます。）（②、③を除きます。）（注1、2）	15.315% (注3)	原則として、確定申告をすることを要しません（措法8の5①二～四）。
	② 公募証券投資信託の収益の分配（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除きます。）		
	③ 特定投資法人の投資口の配当等		

課税方式	対象となる配当所得	源泉徴収税率	確定申告不要制度の適用
総合課税	④ ①～③以外の配当等	20.42%	1 回に支払う金額が、10 万円に配当計算期間（その配当等の直前にその法人が支払った配当等の支払に係る基準日の翌日からその法人が支払う配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。）の月数（最高12 か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下であるものについては、確定申告をすることを要しません（措法8の5①一、9の2⑤）。 ただし、確定申告をして源泉徴収税額の還付を受けることもできます。（注5、6）
源泉分離課税	⑤ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 ⑥ 特定目的信託（社債的受益権に限ります。）の収益の分配	15.315% (注7)	確定申告をすることはできません（源泉徴収だけで納税が完結します。）（措法8の2①）。

(注) 1 「上場株式等」とは、金融商品取引所に上場されている株式など、措法第37条の11の3第2項第1号に規定するもの（217ページ参照）をいいます。

2 発行済株式の総数又は出資金額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人（以下「大口株主等」といいます。）が受ける配当等を除きます。

この場合、大口株主等が受ける上場株式等の配当等については、④の配当等に含まれ、20.42%の税率により源泉徴収をすることとなります。

3 このほかに地方税5%の特別徴収が必要です。なお、平成26年1月1日前に支払うべきものについては、軽減税率（例えば、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払うべきものについては7.147%（他に地方税3%））が適用されます（措法9の3、9の3の2、平20改正法附則33）。

4 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税に代えて申告分離課税の適用を受けることができます（措法8の4）。

また、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、申告分離課税の適用を受ける上場株式等の配当所得の金額を限度として、その配当所得から控除することができます（措法37の12の2）。

なお、適用に当たっては、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択して適用することとなります。

- 5 1回に支払を受ける金額が適用金額を上回る配当等については、確定申告を要します。ただし、給与所得者で給与所得以外の配当所得などの所得が20万円以下の人は、原則として申告を要しません（所法121①）。
- 6 国外投資信託の配当等及び国外株式の配当等が確定申告を要しない配当所得に該当するかどうかについては、④の配当等としてその適用の有無を判断します（措法8の3⑥、9の2⑤）。
- 7 このほかに地方税5%の特別徴収が必要です。

(参考)

投資信託等の課税関係は、次のようになります。

投資信託等の税務上の区分		課税関係		運用指図
		(公募)	(私募)	
【投資信託】 (有価証券、不動産 など特定資産)	証券投資信託 (主として有価証券)	公社債投資信託……………		指図型
		特定株式投資信託……………		
		上記以外の証券投資信託…		
	証券投資信託以外の 投資信託(上記以外)	公社債等運用投資信託……………	*	非指図型
		上記以外のもの……………	*	
【特定目的信託】 (財産権一般)	社債的受益権(確定利付等のもの)……………	*	*	指図型
	その他の受益権(上記以外のもの)……………			
【特定受益証券発行信託】……………				

- (注) 1. かつこ書きは、運用資産等を表します。  
 2.  は、利子所得を表します。  
 3.  は、配当所得を表します。なお、\*印は利子所得課税に準じた課税方法を表します。

## 2 内国法人に支払う配当所得

内国法人（非課税法人を除きます。）に配当等を支払う者や、内国法人に支払われる国外投資信託等の配当等及び国外株式の配当等の国内における支払の取扱者は、その支払又は交付の際、上記1の表<sup>(注)</sup>の区分に応じた税率により源泉徴収を行うことになっています（所法212③、213②、措法8の2④、8の3③、9の2②、9の3、9の3の2）。

(注) 上記1の(注)2～7の適用はありません。

なお、①～③の配当所得のうち、平成26年1月1日前に支払うべきものにつ

いては、軽減税率（例えば、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払うべきものについては7.147%）が適用されます（平20改正法附則33②）。

### 3 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例

個人又は内国法人（非課税法人を除きます。）若しくは外国法人に対して支払われる上記1の表①～③に掲げる上場株式等の配当等について、国内における支払の取扱者を通じて交付を受ける場合にあっては、その配当等に係る所得税及び復興特別所得税については、その配当等の支払者ではなく、支払の取扱者が源泉徴収をすることとされています（措法9の3の2）。

### 4 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされています（220ページのIIの2参照）。

源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等（以下「源泉徴収選択口座内配当等」といいます。）については、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等（215ページ参照）が源泉徴収をすることとされています。

なお、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の計算は、他の配当等に係る配当所得の金額と区分して行うこととされています（措法37の11の6①）。

### 5 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税制度

#### (1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税制度の概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（非課税口座を設定しようとする年の1月1日において20歳以上の人に限ります。以下「居住者等」といいます。）が、金融商品取引業者等（215ページ参照）の営業所に開設した非課税口座<sup>(注1)</sup>に、非課税管理勘定<sup>(注2)</sup>を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等（次の(2)に掲げる配当等に限る。）については、所得税が課されません（措法9の8、措法37の14⑤一）。

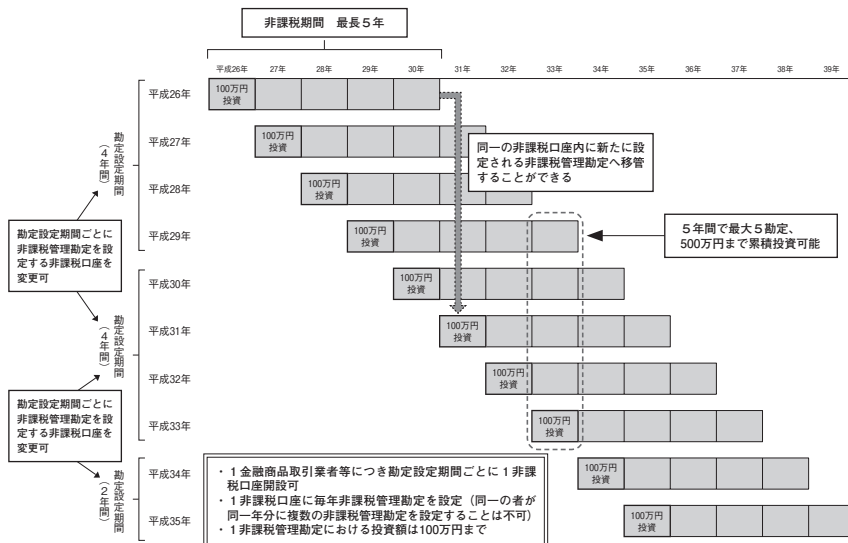
なお、非課税口座に受け入れることができる上場株式等は、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に取得等をした上場株式等で、取得対価の合計額が100万円を超えないもの等一定のものに限ります（措法37の14⑤二）。

(注)1 非課税口座とは、居住者等が、この非課税制度の適用を受けるために、金融商品取引業者等の営業所の長に、「非課税口座開設届出書」及び「非課税適用確認書」を提出して、当該金融商品取引業者等との間で締結した

「非課税上場株式等管理契約」に基づき平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（この契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（措法37の14⑤一）。

2 非課税管理勘定とは、非課税上場株式等管理契約に基づき、非課税口座に記載等がされる上場株式等について、その記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます（措法37の14⑤二）。

## 【概要図】



項目	内容
1 非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等
2 非課税投資額	非課税管理勘定の設定年に、次の金額の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可） ① その年中の新規投資額 ② その口座の他の年分の非課税管理勘定から移管する上場株式等の時価
3 非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）
4 保有期間	最長5年間、途中売却は自由（売却部分の枠は再利用不可）
5 口座開設数	1金融商品取引業者等につき1口座（口座内に各年分の非課税管理勘定を設けることにより、毎年新たな口座開設は不要となります。） ※ 非課税適用確認書の提出により非課税口座内に非課税管理勘定を設定することができる年数は最大4年分とされています。
6 開設者	居住者等（口座開設年の1月1日において満20歳以上である者）
7 口座開設期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間



## (2) 非課税扱いの対象となる配当等

この制度による非課税扱いの対象となる非課税口座内上場株式等の配当等とは、非課税上場株式等管理契約<sup>(注1)</sup>に基づき非課税口座に係る振替口座簿に記載等がされている一定の株式等（非課税口座内上場株式等）の配当等（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。）のうち、次に掲げる配当等をいいます（措法9の8①、措法37の11の3②一、措令25の10の2⑤、措規18の11④）。

イ 金融商品取引所に上場されている株式等の配当等

ロ 店頭売買登録銘柄として登録された株式の配当等

ハ 店頭管理銘柄株式の配当等

ニ 認可金融商品取引業協会の定める規則に従い、登録銘柄として認可金融商品取引業協会に備える登録原簿に登録された日本銀行出資証券の配当金

ホ 外国金融商品市場において売買されている株式等の配当等

ヘ 公募株式等証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

ト 特定投資法人の投資口の配当等

(注)1 非課税上場株式等管理契約とは、居住者等が、この非課税制度の適用を受けるために、金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において一定の事項が定められているものをいいます（措法37の14⑤二）。

2 「株式等」とは、措法第37条の10第2項に規定する株式等（218ページ参照）をいいます。

3 措法第37条の11の3第2項第1号に規定する株式等（上記イからホ）の配当等のうち、当該配当等の支払に係る基準日において当該配当を支払う内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人がその内国法人から支払を受ける配当等を除きます。

## (3) 非課税扱いを受けるための手続

非課税扱いを受けるためには、非課税口座を設定しようとする居住者等は、非課税口座を設定しようとする年（以下「口座開設年」といいます。）の前年10月1日からその口座開設年において最初に非課税扱いの適用を受けようとする上場株式等を非課税口座に受け入れる時まで、「非課税口座開設届出書」に、「非課税適用確認書」<sup>(注)</sup>を添付して、その口座を設定しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません（措令25の13⑤）。

(注) 非課税適用確認書とは、居住者等からの申請に基づき所轄税務署長から交付を受けた書類で、次の①から③までのいずれかの勘定設定期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます（措法37の14⑤三）。

	勘定設定期間	基準日
①	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
②	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
③	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、その勘定設定期間の基準日における住所を証する書類（住民票の写し等）を添付した申請書を、金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければなりません（措法37の14⑥）。

申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項を一定の方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければなりません（措法37の14⑨）。

また、申請事項の提供を受けた所轄税務署長は、非課税適用確認書又は非課税適用確認書の交付を行わない旨を記載した書面を、金融商品取引業者等の営業所の長を経由して、申請者に交付しなければなりません（措法37の14⑩）。

なお、非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されたものを含みます。）の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、提出を受けた後速やかに、その非課税適用確認書の提出をした居住者等の氏名等の事項を当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に一定の方法により提供しなければなりません（措法37の14⑬）。

## 6 上場証券投資信託等の償還金に係る課税の特例

内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が上場証券投資信託（<sup>注</sup>1）及び上場特定受益証券発行信託（<sup>注</sup>2）（以下「上場証券投資信託等」といいます。）の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち、収益の分配として課税される部分については、所得税を課さない（源泉徴収を要しない）こととされています（措法9の4の2①）。

この場合において、国内において上場証券投資信託等の終了（信託の併合に係るものである場合は、一定のものに限ります。）又は一部の解約により金銭等の支払をする者は、その支払をする金銭等の額その他一定の事項を記載した支払調書を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があった日の属する月の翌月末日までに、その支払をする者の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（措法9の4の2②）。

(注) 1 上場証券投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託のうちその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第2条第3項に規定する取得

勧誘のうち、同項第1号に掲げる場合に該当するものをいいます。)により行われたもの(特定株式投資信託を除きます。)で、次のイ及びロの要件を満たすものをいいます。

- イ その証券投資信託等の受益権が金融商品取引所(これに類するもので外国の法令に基づき設定されたものを含む。)に上場されていること又は上場されていたこと。
  - ロ その証券投資信託等の委託者指図型投資信託約款又は信託契約に、受益権の上場が廃止された場合には、その廃止された日にその証券投資信託等を終了するための手続を開始する旨の定めがあること。
- 2 上場特定受益証券発行信託とは、法人税法第2条第29号ハに規定する特定受益証券発行信託で、上記1のイ及びロの要件を満たすものをいいます(措令4の7の2①)。

## 7 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配についての源泉徴収の不適用の特例

金融商品取引業者等(証券会社、登録金融機関及び投資信託委託会社に限ります。)が、募集等の取扱いを行った公募株式等証券投資信託(特定株式投資信託及び上記6の上場証券投資信託等を除きます。)の受益権を顧客からの買取請求に応じて買い取った場合において、その受益権が信託の設定(追加設定を含みます。)から買取りまでの期間を通じて振替口座簿への振替記載等の方法により管理されていたものであるときは、その金融商品取引業者等が当該買取りの日又は同日の翌営業日(当該買取りが、その公募株式等証券投資信託の一部の解約ができない期間(いわゆるクローズド期間)中に行われたものである場合には、クローズド期間の終了する日の翌営業日又は翌々営業日)にその公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうちその顧客がその受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額については、源泉徴収を行わないこととされています(措法9の5、措令4の8①④⑤)。

## 8 相続財産である非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の不適用の特例

相続又は遺贈により財産を取得した個人でその相続又は遺贈について納付すべき相続税額がある者が、その相続の開始があった日の翌日からその相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、その相続税額の課税価格の計算の基礎に算入された非上場株式をその発行会社に譲渡した場合において、その譲渡対価の額がその譲渡した株式に係る資本金等の額を超えるときは、その超える部分の金額については、みなし配当課税を行わずに、譲渡対価の全額を株式の譲渡による収入金額

として譲渡所得の金額の計算をすることとされています（措法9の7）。

（注） 納付すべき相続税額がない場合には、この特例の適用を受けることができません。

なお、この特例の適用を受けようとする人は、非上場株式をその発行会社に譲渡する時までに、①この特例の適用を受けようとする旨、②自己の氏名・住所及び被相続人の氏名・死亡時の住所・死亡年月日、③納付すべき相続税額又はその見積額並びに④相続税額の課税価格に算入された株式の数及びそのうちその株式の発行会社に譲渡しようとするものの数などを記載した届出書を、その発行会社に提出しなければならないこととされています（措令5の2②）。

また、その届出書の提出を受けた非上場会社は、その非上場株式を譲り受けた場合には、①譲り受けた株式の数、②1株当たりの譲受けの対価の額及び③譲り受けた年月日を記載した届出書を、上記の特例適用者から提出された届出書とあわせて、譲り受けた日の属する年の翌年1月31日までに所轄税務署長に提出するとともに、これらの届出書の写しを作成し、届出書を提出した日の属する年の翌年から5年間保存しなければならないこととされています（措令5の2③④、措規5の5）。

### Ⅲ 源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付

居住者及び内国法人に対し、配当等を支払う際に源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税は、その配当等を支払った月の翌月10日までに、e-Taxを利用して納付するか又は「配当等の所得税徴収高計算書（納付書）」（投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得税及び復興特別所得税の場合は「利子等の所得税徴収高計算書（納付書）」）を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で納付します（所法181②、220、所規80、国税通則法34①、復興財確法28⑤、復興特別所得税省令6）。ただし、配当等（投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配を除きます。）のうち、その支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がされない配当等については、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、その未払配当について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をし、その日の属する月の翌月10日までに納付します（所法181②、212④）。

なお、源泉徴収選択口座内配当等の納付手続については、222ページを参照してください。